

令和6年度埼玉県防犯のまちづくり推進会議 重点取組事項について

1 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ・ 令和5年の特殊詐欺被害は、認知件数は減少し、被害額は増加
- ・ 特殊詐欺の手口は巧妙化しており、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺のほか、還付金詐欺が増加
- ・ 被害者の約9割が自宅の電話に出たことがきっかけで被害にあっている
→ 対策機器の設置及び在宅時における留守番電話設定の普及が急務

令和5年	被害件数	被害額
特殊詐欺	1,336件（-51件）	31億8,394万円（+2億6,423万円）
オレオレ詐欺	524件（-31件）	15億1,027万円（-6,141万円）
架空料金請求詐欺	159件（+98件）	6億8,273万円（+4億2,228万円）
還付金詐欺	338件（+86件）	4億2,857万円（+1億2,398万円）
キャッシュカード詐欺盗	156件（-84件）	2億9,704万円（-1億5,591万円）

※（ ）内は前年比、特殊詐欺手口7つのうち被害件数の多い4手口を記載

【推進事項】

- 犯人からの電話を受けないための対策等の推進
- 高齢者に対する積極的な声かけや不審者を見かけた際の通報の推進

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 防犯機能付き電話機などの対策機器を設置して、正しく使用する。 ◎ 在宅時でも留守番電話設定にして、相手を確認してから電話を掛け直す。 ◎ ナンバーディスプレイサービスを活用して、相手を確認してから電話に出る行動を徹底する。 ◎ 電話で、お金やキャッシュカードの話がされたら場合は、電話を切り、警察へ通報する。 ◎ 還付金詐欺被害防止のため、ATMで携帯電話は利用しない。 ◎ 見知らぬ人に現金やキャッシュカードを渡さない。 ◎ 家族間で積極的にコミュニケーションをとり、「合言葉」を決めるなど具体的に対処方法を話し合う。
団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 特殊詐欺に対する関心と被害防止に向けた理解を深め、県及び市町村が実施する施策に協力する。 ◎ 構成員・従業員及びその家族が特殊詐欺被害に遭わないよう、従業員等への防犯意識の高揚を図る。 ◎ ATMで携帯電話を使用している高齢者に対して積極的に声掛けを行う。 ◎ 受け子等不審者を発見した場合には警察へ通報する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 特殊詐欺被害の周知を図り、生徒・児童、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。 ◎ 生徒・児童が特殊詐欺に加担しないよう、事例を用いて指導をする。
県 警 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 防犯機能付き電話機など対策機器の普及促進を図る。 ◎ 常時留守番電話設定による対策及び事業者が実施する番号非通知の電話を着信拒否する対策の普及促進を図る。 ◎ 特殊詐欺被害や予兆電話の状況を情報発信する。 ◎ 広報啓発や教育活動、SNSなどを活用して、幅広い世代に被害防止対策を啓発し、県民の防犯意識の向上を図る。 ◎ 県民・団体・事業者による特殊詐欺被害防止に関する取組に必要な支援を行う。

2 乗り物盗被害防止対策の推進

- ・ 令和5年は、自転車盗、自動車盗被害が前年と比較して大きく増加
- ・ 乗り物盗は全刑法犯認知件数の約3割を占めており、県民の生活の身近な場所で犯罪が発生
- ・ 自転車盗難は駐輪場や自宅等敷地内での被害が多く発生し、約6割は無施錠での被害
⇒ 認知件数の多い自転車盗において、駐輪時の施錠を徹底することが必要

令和5年	認知件数	増減率
全刑法犯	49,653件 (+7,670件)	+18.3%
自転車盗	13,622件 (+3,251件)	+31.3%
オートバイ盗	754件 (-128件)	-14.5%
自動車盗	683件 (+77件)	+12.7%

※ ()内は前年比、増減率は令和4年との比較

【推進事項】

- ・ 自転車駐輪時の鍵かけ徹底の推進
- ・ 自動車、オートバイにおける盗難防止対策普及の推進

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自転車を自宅の敷地内などに駐輪する際、短時間でも必ず施錠をする。 ◎ 自転車、オートバイには、ワイヤー錠やU字ロックを活用したツーロック、特に自転車は可能な限りチェーン用バーラック等の不動物との結束に努める。 ◎ 自動車にはハンドルロックやタイヤロック等、物理的な対策や、セキュリティアラーム、イモビライザー等の体系的な対策を行う。 ◎ 自転車は防犯カメラ等の防犯設備が整っている管理の行き届いた駐輪場に止める。 ◎ 地域の犯罪情勢に応じて駐輪場などに対する防犯パトロールの実施に努める。
団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 乗り物盗の被害を防止するため、県及び市町村が実施する施策に協力する。 ◎ 団体・事業活動を通じて、乗り物盗被害に遭わないように県民に注意喚起を行う。 ◎ 構成員・従業員に自転車駐輪時の施錠、オートバイ、自動車における盗難防止対策を周知し、家族を含め被害に遭わないようにする。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生徒・児童に対して自転車の駐輪時の鍵かけを指導する。 ◎ 自転車盗は単純な動機から安易に行われやすいため、生徒・児童が犯罪者にならないよう指導を徹底する。
県警察 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自転車への施錠の徹底及び自動車盗、オートバイ盗の盗難防止対策の普及に向け、あらゆる機会を通じた啓発活動を推進する。 ◎ 乗り物盗の発生状況と被害防止対策などの情報発信を行う。 ◎ 駐輪場管理者を連携した啓発活動を実施する。 ◎ 自主防犯活動団体等に対して駐輪場などのパトロールの強化を呼びかける。

3 地域の犯罪情勢に応じた防犯活動の推進

- ・ 県内の刑法犯認知件数は、令和3年に平成元年以降最少を記録したものの、令和4年から再び増加に転じ、依然として高い水準が続いている。
- ・ 子供に対する声かけ事案は減少したものの、依然として高水準で発生
 - ⇒ 県民総ぐるみで、犯罪情勢の変化に応じた犯罪を起こさせにくい環境づくりを推進することが必要

令和5年	認知件数	増減率
全刑法犯	49,653件（+7,670件）	+18.3%
侵入窃盗	4,212件（+1,131件）	+36.7%
子供声掛け事案	2,742件（-40件）	-1.4%

※（）内は前年比、増減率は令和4年との比較

【推進事項】

- ・ 「地域防犯パトロール強化の日」（※別添参照）等における自主防犯活動の推進
- ・ 県民等に対する犯罪発生情報の発信及び犯罪情勢に応じた被害防止対策の推進

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 通学時間帯における子供の見守り活動を実施する。 ◎ 自宅等の戸締りを確実に実施する。 ◎ 県、警察などが発信する犯罪情報、被害防止対策の積極的な受信等に努め、防犯の意識を向上させる。
団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 業態に合わせ、地域の見守り活動、子供・女性への注意喚起、犯罪や不審者を発見したときの警察への通報、子供などが避難することができるセーフティステーション（こども110番の家）の設置などに努める。 ◎ 事務所・事業所では、防犯カメラの設置や窓への防犯フィルムの貼り付けを行うなど防犯対策を実施する。 ◎ 構成員や従業員とその家族が被害に遭わないための防犯指導を実施する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童の登下校の見守り活動を充実する。 ◎ 防犯教室や地域安全マップの作成・見直しなどを通じて、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。 ◎ 不審者の対応訓練・講習や敷地内の安全点検を行う。
県警察 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 犯罪発生情報や防犯対策をSNSや広報紙などを活用して発信する。 ◎ 住宅や空き家を対象とした侵入窃盗対策、子供や女性を狙った犯罪の被害防止対策など地域の犯罪情勢に応じて被害防止活動を行うほか、関係機関が連携した効果的な取組を実施する。 ◎ 自主防犯活動団体の活動等を支援する。 ◎ 青色回転灯装備車によるパトロール活動や防犯活動の新たな担い手の拡大を図るなどし、「地域の見守りの目」を更に拡充させる。 ◎ 犯罪の起きにくい防犯環境の整備に努める。

別紙

「地域防犯パトロール強化の日」とは

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを一層推進するためには、地域における防犯活動を充実強化することが重要であることから、毎月 20 日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることとした。

「地域防犯パトロール強化の日」では、各地域において、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動をはじめ、自主防犯活動団体や事業者等による見守り活動の積極的な実施を促す。

なお、毎月 20 日は、埼玉県警察本部が定める「地域安全の日」*であり、この日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることにより、警察との連携した取組とすることとした。

* 参考

「地域安全の日」

埼玉県警察本部が「「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）」により定めたものであり（平成 10 年 1 月 1 日施行）、各警察署において、地域住民との協働による街頭活動、ボランティアに対する支援活動等を重点的に推進することとされている。